

# **危 険 物 規 制**

# **審 査 指 針**

(内容：令和2年3月18日現在)

平成6年9月27日制定  
平成8年5月15日改正  
平成10年4月1日改正  
平成13年7月1日改正  
平成15年7月1日改正  
平成19年4月1日改正  
平成20年4月1日改正  
平成22年4月1日改正  
平成23年2月1日改正  
平成23年4月1日改正  
平成25年4月1日改正  
平成26年2月21日改正

平成27年3月1日改正  
平成28年3月10日改正  
平成30年3月19日改正  
平成31年3月27日改正  
令和2年3月18日改正

## **千葉市消防局**

# 目 次

## **第1章 総 则**

## **第2章 事務手続きに関する基準**

- |     |          |
|-----|----------|
| 第1節 | 定義等      |
| 第2節 | 申請に関する基準 |

## **第3章 位置、構造及び設備の技術上の基準**

- |      |             |
|------|-------------|
| 第1節  | 製造所の基準      |
| 第2節  | 屋内貯蔵所の基準    |
| 第3節  | 屋外タンク貯蔵所の基準 |
| 第4節  | 屋内タンク貯蔵所の基準 |
| 第5節  | 地下タンク貯蔵所の基準 |
| 第6節  | 簡易タンク貯蔵所の基準 |
| 第7節  | 移動タンク貯蔵所の基準 |
| 第8節  | 屋外貯蔵所の基準    |
| 第9節  | 給油取扱所の基準    |
| 第10節 | 販売取扱所の基準    |
| 第11節 | 移送取扱所の基準    |
| 第12節 | 一般取扱所の基準    |
| 第13節 | 消火設備の基準     |
| 第14節 | 警報設備の基準     |
| 第15節 | 避難設備の基準     |

## **第4章 資 料**

- |      |                               |
|------|-------------------------------|
| 第1節  | I M O 基準規約総則（抄）（仮訳）           |
| 第2節  | I M D G コード型移動タンク貯蔵所に係る許可書等の例 |
| 第3節  | 製造所等において行われる工事に係る資料提出等の取扱い    |
| 第4節  | タンクコンテナによる危険物の仮貯蔵について         |
| 第5節  | 屋外タンク貯蔵所に係る防火へい及び水幕設備に関する基準   |
| 第6節  | 標識及び掲示板の基準                    |
| 第7節  | 電気設備の基準                       |
| 第8節  | 地下配管の防食措置の基準                  |
| 第9節  | 地下配管等に設ける電気防食の施工に関する技術基準      |
| 第10節 | 建築関係資料                        |
| 第11節 | タンク冷却用散水設備の基準                 |

第12節	溶接施工方法確認試験実施要領
第13節	地震動による慣性力及び風荷重に起因する転倒及び滑りの検討
第14節	小規模屋外タンク貯蔵所に係る通気管の通気量の計算例
第15節	可撓管継手に関する技術上の基準
第16節	防油堤の構造等に関する技術基準
第17節	地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例
第18節	旧危政令の基準により設置された地下タンク貯蔵所又は地下貯蔵タンクの基準
第18節 の2	地下貯蔵タンクの碎石基礎による施工方法に関する指針
第19節	石油コンビナートの防災アセスメント指針（抄）
第20節	内面の腐食を防止するためのコーティングについて
第21節	リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いについて
第22節	危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策
第23節	浮き蓋付特定屋外貯蔵タンクに係る技術基準
第24節	危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等に関するガイドライン
第25節	移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針
第26節	呼び出しに応じて給油等を行う場合における安全確保策に関する指針
第27節	危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について



## 第1章 総 則

第1	目的	1-1-1
第2	用語	1-1-1

## 第1章 総 則

### 第1 目 的

この指針は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危規則」という。）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）、千葉市火災予防条例（昭和37年千葉市条例第4号。以下「条例」という。）及び千葉市危険物規制規則（昭和58年千葉市規則第35号。以下「千葉市規則」という。）に定める危険物の規制を統一的かつ合理的に行うため、必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 用 語

この指針に用いる用語は、法、令、規則、危政令、危規則、告示、条例及び千葉市規則において使用する用語の例による。